

令和4年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

令和4年度静岡市の農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,500千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

令和4年10月12日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 市	債	16,900	22,500	39,400
	1 市 債	16,900	22,500	39,400
歳 入 合 計		298,700	22,500	321,200

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 業 務 費		135,097	22,500	157,597
	1 業 務 費	135,097	22,500	157,597
歳 出 合 計		298,700	22,500	321,200

第2表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>農業集落排水施設 災害復旧事業</p>	<p>千円 22,500</p>	<p>1 借入先 政府、銀行その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>3 借入時期 令和4年度</p> <p>ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。</p>	<p>7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)</p>	<p>融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。</p>